

大阪YWCA 2025 年度事業計画

<事業の目的と概要>

大阪YWCAは、キリスト教の基盤にたち、女性と青少年の力を育て、すべての人にとっての正義・平和・人間の尊厳・自由・持続可能な環境を実現することを目的とし、その目的達成のために次の事業を行う。

(定款第3条、第4条より)

- (1) 語学・職能・技能教育を通してより良い社会の形成に資する人材を養成する事業
- (2) 社会的に弱い立場にある人を支援する事業
- (3) 子どもや青少年の健全な心身の育成に資する事業
- (4) 平和・人権・環境等、社会における問題について研修や普及啓発を行い、かつこれらの問題解決のためのより良い社会づくりに貢献できる人材を養成する事業
- (5) 前各号の事業を推進するための支援者を養成する事業
- (6) 不動産を貸与する事業
- (7) 事務業務を受託する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

<事業の基本方針>

- (1) 主 題 「自分を愛するように、あなたの隣人を愛しなさい」(マタイによる福音書 22 章 39 節)
- (2) 理 念 「すべての人は神の前に等しい価値をもつ」というキリスト教の精神に基づき、あらゆる人々が自分らしく生きることのできる平和な社会の実現をめざす
- (3) 基本方針
 1. 非核・非暴力による平和の実現のために積極的に行動する
 2. 多様性を認め合い、出会いの中で育ち合い、変革を担う人材を養成する

<日本YWCA第34 総会期>

ビジョン 女性がリーダーシップを発揮し、人権・平和・環境を大切にする社会

ミッション 若い女性をエンパワーし、共に社会変革を進めます。

バリュー

1. キリスト教基盤
すべての人は神の前に等しい価値をもつと信じ、常に弱い立場に置かれた者の側に立たれたイエス・キリストの生き方に倣(なら)って行動します。
2. 平和・環境
アジア・太平洋戦争の反省から生まれた平和憲法を活かします。すべての「核」を否定し、軍事基地を含む暴力のない公正で持続可能な社会をめざします。
3. 人権
人種・国籍・宗教・性・出自・年齢などの多様性を互いに尊重し、ジェンダー平等のもとで誰もが自分らしく生きることができる社会をつくります。
4. セーフスペース
会員(ボランティア)が主体的にプログラムを推進し、すべての活動を、多世代協働によって民主的に運営します。常に誰にとっても安全安心な空間をつくり、誰もがエンパワーされる場とします。

上記の事業概要、基本方針に則り委員会を構成。日本YWCAの掲げるビジョン、ミッション、バリューのもと、女性団体、国際団体としての視点と特色を活かして、以下の通り事業を実施する。

◇主な年間行事予定◇

11 月	YMCA・YWCA合同祈祷週集会
12 月 6 日（土）	クリスマスバザー
2026 年 3 月 7 日（土）	第 109 回定期会員集会
日程未定	世界YWCA日集会
日程未定	ピースフェスティバル

I 教育事業

<1>専門学校事業

【目的】

「すべての人は神の前に等しい価値を持つ」というキリスト教の精神に基づいた教育を行う。高い人権意識と国際的視野をもつ、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

【設置学科<ビジネス専門課程>】

◆国際関係開発学科

NGO/NPOワーカー養成コース

◆国際関係開発第二学科（夜間）（募集停止）

国際NGOワーカーコース

◆セクレタリアルアーツ学科

セクレタリーコース（募集停止）

◆日本語学科

日本語 1 年コース

日本語 1 年 6 ヶ月コース

◆日本語第二学科

日本語 1 年コース

国際関係開発学科

【基本方針】

NGO/NPOワーカーとしての基本である対人援助スキル、問題解決能力を中心に、コミュニティにおける実践を重視したカリキュラム編成で行う。

日本語学科

【基本方針】

日本の高等教育機関への進学をめざす留学生や、日本語でのコミュニケーション力を磨き就職をめざす人などに、質の高い日本語教育を提供する。異なった文化的背景をもつ人たちが共生し、平和と人間の尊厳が守られる社会づくりに貢献する人材を育てる。

【具体的計画】

- (1) 全日制コース、モーニングコース、イブニングコース、日本語能力試験準備コース（N1 と N2）、夏期集中コースを実施する。
- (2) オンライン授業等、学習者の多様なニーズに即したカリキュラムを設定し、クラス運営を行う。
- (3) 進学・就職への意識を高める指導を、早い段階から行う。
- (4) 卒業後、修了後、それぞれの進路において、自己表現・問題解決にじゅうぶんな日本語力の養成に重点を置いた指導をする。
- (5) 学習者と教職員のコミュニケーションを密にし、きめ細かく対応することにより、学習意欲の維持と向上を図る。
全日制コースでは、生活・学習相談を適時行い、問題の早期発見、早期解決に努める。

- (6) 日本の文化や習慣等に触れる機会を提供する。
- (7) 在外留学生センターや海外の教育機関との連携を図り、留学希望者の獲得につなげる。
- (8) 行政や国際交流センターとの連携を強め、国内における日本語学習希望者の掘り起こしを図る。
- (9) SNS、オンライン等を活用した広報活動を強化する。
- (10) 文部科学省「認定日本語教育機関」の申請に向けて、準備を進める。

奨学金

【目的】

奨学金制度を用いて、高い人権意識と国際的視野を備えた、社会に貢献できる人材を育成する。

【基本方針】

大阪YWCAの理念に基づき、大阪YWCA奨学金資金が生み出す利息や寄付金をもって、学生がより一層学業に励み、勉学を意義あるものとするよう支援する。

【具体的計画】

- (1) 大阪YWCA奨学金、鈴木保奨学金、仙台宮城野奨学金、その他の各種奨学金の選考と支給を行う。
- (2) 大阪YWCA奨学金の資金運営とその増加をはかる。
- (3) 奨学金資金増加のための広報活動につとめる。

＜2＞日本語教師を養成する事業

日本語教師会

【目的】

日本語教師の専門性の確立とその地位の向上を図り、広く日本語教育の発展に貢献する。

【具体的計画】

- (1) 専任講師会を招集し、大阪YWCAの日本語部門全般の問題解決に当たる。
- (2) 新規入会者に対する選考試験(一般公募)を12～1月に実施する。
- (3) 非常勤講師の配置に関する調整を行う。
- (4) 会員がその専門性をいかせるような職域、活動場所を開拓する。
- (5) 企業のビジネス日本語研修等への講師派遣の広報を幅広く行う。
- (6) 自治体や民間団体が実施する日本語ボランティア研修等に、人材とノウハウを提供する。
- (7) 会員研修・研究会の充実をはかる。
- (8) 教師会会員に対する昇格試験を3・8月に実施する。
- (9) 日本語教育に関する図書・教材・情報等の収集と会員への提供を行う。
- (10) 日本語プライベートレッスンを実施する。
- (11) 「子どものための日本語夏期集中コース」を実施する。
- (12) 「ビジネス日本語クラス」を実施し、開発したプログラムの提供先を開拓する。
- (13) 「ビジネス日本語の教え方講座」を開催し、「ビジネス日本語クラス」を担当する講師を育成する。
- (14) 「日本語教員試験対策講座」(4～11月)を開催する。(オンライン・オンデマンド併用)
- (15) 日本語教師育成のための講座を企画・開催する。
- (16) 教材の開発・出版、教育プログラムの開発を行う。
- (17) 文部科学省「認定日本語教育機関」の申請に向けて、カリキュラム等改訂案の作成に取り組む。

＜3＞生涯学習の各種クラス・講座

【目的】

広く市民を対象に、良質な講座、講演会等のプログラムを開催し、よりよい社会を実現するために働く人を育成する。

【基本方針】

- (1) 学ぶ楽しさを体験し実践的な知識を得ることで、より充実した生活、自分らしい生き方を獲得するきっかけとする。
- (2) よりよい社会の実現のための視点と行動力をもつ人材を養成する。

【具体的計画】

- (1) 子どもと子どもの本の講座は、基礎のコースとしては赤ちゃんがはじめて出会うことば、わらべ唄、読み聞かせを学ぶ「子どもと本をむすぶコース」、ストーリーテリングを基礎から学ぶ「ストーリーテリングをたのしむ」とブックトークや本の選び方を学ぶ「子どもに本を手渡すために」の3つのコースに分けて開講する。「児童文学をたのしむ特別講座」では大人になったからこそわかる、子どもの本の楽しさと深い意味を学んでいく。また5月からの開講を前にプレイベントとして千里子ども図書室のメンバーによる「春のおはなし会」を実施する。
- (2) 新しい体験や教養、知識を得ることができるような各種講座、体験プログラム、継続的に意見交換ができるようなグループ活動の場を提供する。

Ⅱ 平和・人権・環境等国内外の社会問題についての学習及び普及啓発と人材養成事業

＜1＞人材養成・研修事業

【目的】

ダイバーシティが尊重され、いのちと人権が守られる社会づくりのため活躍できる人を育成する。

【基本方針】

- (1) 変革への視点を持ち、世界、地域、組織の問題や課題に主体的に関われる人材を育成する。
- (2) 「支えあう」社会に必要な共感力と行動力を身につけ、発揮できる機会を提供する。

【具体的計画】

- (1) コミュニケーション能力向上等、多様性を認めあい、人間理解を深めるための講座を実施する。
- (2) 社会課題について学び、エンパワメントするための講座を開催する。
- (3) さまざまな職域で活躍する人のリーダーシップ養成及びスキルアップのための研修プログラムを開発し、提供する。

＜2＞平和・環境についての学習と啓発事業

【目的】

あらゆる「暴力」をなくし、地球環境を守り、いのちを尊び、人権が保障される社会をつくるための啓発活動を推進する。

【基本方針】

- (1) 暴力のない平和な社会の実現に向けて、行動につながる学びの場を提供する。
- (2) 地域が抱える人権・ジェンダーに関する課題を分かち合い、学び合う。
- (3) 様々な人権侵害を自分達の日常の延長線上にある課題と捉え、課題解決に向けて出来ることを模索する。

【具体的計画】

- (1) ピースフェスティバルを実施する。

＜3＞東日本大震災被災者支援

【目的】

- (1) 継続的に福島を中心とした被災地の子ども達のすこやかな育ちをサポートする。
- (2) 原発事故による放射能汚染の現実を知らせ続ける。

【基本方針】

- (1) 被災者支援
日本YWCAが進める被災者支援プロジェクトに協力するとともに、各YWCAと協働し大阪でできる活動を進める。
- (2) 情報の収集と発信
支援の輪を広げ、長期的な支援を可能とするために、被災地の現状や必要とされている支援について

の情報を収集し、大阪YWCAのプログラム等を通して発信する。

【具体的計画】

- (1) 被災地から関西に進学してくる学生に奨学金を支給する。
- (2) チャリティーコンサート「stand by you」を実施する。
- (3) 放射能汚染の現状について学び、発信につなげる。

Ⅲ 社会的に弱い立場におかれた人への支援事業

＜1＞グループパレット

【目的】

知的な障がいの有無に関わらず、一人一人の違いを認め合い、補いあいつつ仲間になり、そして、ともに育つために活動する。

【具体的計画】

- (1) 様々な体験を通じて生活の幅を広げるとともに、新しい可能性等を見つける場作りを行なう
 - ① 月1回の例会を実施
 - ② パレット通信の発行
- (2) メンバーの主体性を尊重し、メンバーとボランティアが協働で運営する
- (3) 新しいメンバーとボランティアの募集に力を入れ、仲間の輪を広げる
- (4) 必要に応じた研修会・勉強会を開催する

＜2＞視覚障がいをもつ人の社会参加を支援する事業

■ 梅田会員部委員会 ■

【目的】

人のふれあいの中から生き方を学ぶ

【基本方針】

- (1) 子ども・高齢者・障がいがある人々との交流を通して、様々な体験ができるようプログラムを企画・運営する。
- (2) 子ども・高齢者・障がいがある人々それぞれのグループの活動をコーディネートする。
- (3) 会員親睦と共に、活動の中で得た学び・経験をそれぞれの地域で活かし、支えあう社会の実現をめざす。

【具体的計画】

- (1) 視覚障がい者のためのいけばな教室、むらさきつゆくさの会を行う。

■ 点字子ども図書室 ■

【目的】

目の見えない子どもたちのために、点字図書の作成および貸し出しをする。また、これらの活動を促進するボランティアの募集や養成も行う。

【具体的計画】

- (1) 一般児童図書の点訳（120タイトル・約240巻）
- (2) 全国の利用希望者等への貸出
- (3) 統合教育で学ぶ、目の見えない子どもたちのための教科書等の点訳

＜3＞高齢者の社会参加を促進する事業

【目的】

千里地域の人々と、ボランティア活動を通じ相互に交流し、共に生きることを目指す。

【基本方針】

- (1) 地域の人達に、食などを通じ交流の場を提供する。
- (2) 総合福祉施設「シャロン千里」の活動をサポートする。
- (3) ボランティアを養成する。

【具体的計画】

- (1) シャロン千里でのボランティア活動を統括する。
- (2) ケアハウスやデイサービスセンターを現場としたボランティア活動を行う。
- (3) 地域の人達を対象とした配食・会食サービスの実施。
- (4) 新たなボランティアを養成する。
- (5) ボランティアのための研修及び実践の場を提供する。

<4>女性のエンパワメント推進事業

【目的】

あらゆる女性のエンパワメントを推進し、多様性を認め合い暴力のない社会を実現していく。

【基本方針】

- (1) 暴力を生み出さない社会のために、ジェンダーに関する意識を啓発し、ネットワークを構築する。
- (2) 暴力や虐待の中にある女性と子どもへの支援に取り組む。
- (3) セクシュアリティの多様性への理解を深め、その視点をもつ。
- (4) 一人一人の性と生殖に関する健康と自己決定権が尊重されるよう意識を啓発する。
- (5) 若い女性のリーダーシップを育成する。

【具体的計画】

- (1) DV支援に関する他団体のネットワークに参画。
- (2) カウンセリング・相談事業：臨床心理士による、DV サバイバーへの心理カウンセリングの実施。
- (3) 女性のこころの発達を考える連続講座とピアグループ活動の実施。
- (4) 25 才以下のボランティアを募り、中高生対象の包括的性教育プログラムを実施。
- (5) 若い女性対象のリーダーシップ養成を実施。
- (6) ステップハウス元入居者支援グループの活動を継続。
- (7) 基本方針にのっとり、学習会等の開催。

<5>中国残留邦人等への支援事業

【目的】

中国帰国者に対して「矯正」「同化」を求めない多文化共生社会の確立

【基本方針】

大阪YWCAの中国帰国者支援は、YWCAの基盤に基づき、常に中国帰国者と共に生きる姿勢に立つて行うものとする。

大阪YWCAの会員や登録ボランティアなど、支援者と連携しながら中国帰国者が抱える課題の解決を手助けする。加えて地域の人々との出会いや交わりの機会を提供し、中国帰国者一人ひとりが自立にむけてエンパワーされるよう支援する。

【具体的計画】

◆近畿中国帰国者支援・交流センター

1. 日本語学習支援事業

(1) 通学学習課程

国費、自費中国帰国者1～3世及びその配偶者を対象に生活に役立つ日本語教育、就職・就労支援のための日本語教育やパソコン講座などを実施する。

(2) 遠隔学習課程

大阪府在住の遠隔学習課程受講者に対しスクーリングを実施する。

2. 生活相談事業

日常生活における問題について相談を受け、必要に応じて各機関窓口と連携しつつ、その問題解決を支援する。

3. 交流事業

地域住民や中国帰国者同士の交流や親睦を図る場を提供する。

朗朗クラブ：和・洋裁、歌、クラフト、介護予防体操など、楽しく日本語が使えるレクリエーションを行う。

4. 介護支援事業

- (1) 介護支援コーディネーターを配置し、介護事業所等において中国語による語りかけ支援を行うボランティアの募集・研修及び訪問等の調整を行う。
 - (2) 高齢者施設を訪問し、情報収集を行う。
5. 地域支援事業
- (1) 近畿ブロック圏内の自治体を集め、中国帰国者の現状や支援活動上の課題、問題点等の情報交換を行う。
 - (2) 「支援者支援」を目的としたボランティア研修会を近畿地区で開催する。ボランティア団体の活動情報の収集、提供、並びにボランティア団体との連携、支援、育成を行う。
6. 地域生活支援推進事業
- 地域で活動する NPO 等との連携を推進し、地域に定着した中国残留邦人等への支援が、より一層行われるよう活動を援助する。
7. 普及啓発事業
- (1) 中国残留邦人への理解を促進するシンポジウムを実施する。
 - (2) 地方自治体が取り組む地域住民に対する普及啓発事業への協力。
8. 就労支援事業
- 企業見学、就労相談、面接練習などを行い中国帰国者への就労支援を行う。
- ◆門真市中国帰国者支援事業
1. 日本語交流支援事業
- 国費、自費中国帰国者 1 世及びその配偶者等を主な対象として、中国帰国者が地域社会において孤立することなくより生き生きと過ごせるよう、引きこもり防止、介護予防を目的に楽しみながら生活に役立つ日本語に触れられるプログラムを提供する。
- ◆京都市・宇治市中国帰国者支援事業
1. 日本語教育支援事業
- 国費、自費中国帰国者 1 世及びその配偶者等を対象に生活に役立つ日本語教育、就職・就労支援のための日本語教育を実施する。- 2. 交流事業

中国帰国者が、地域社会において孤立することなくより生き生きと過ごせるよう交流の場を提供する。

◆堺市中国帰国者支援事業

 1. 日本語教育支援事業

中国帰国者 1 世及びその配偶者等を対象とし、生活に必要な会話中心の日本語指導を行う。ボランティア、地域支援者等の協力の下交流プログラムを実施し、日本語を使用する機会を提供する。

◆大阪府中国帰国者支援事業

 1. 医療通訳研修会

近畿圏の支援・相談員、自立支援通訳等を対象に、医療、介護現場での通訳に必要な専門知識、及び通訳技術の習得を目的に研修会を実施する。

IV 青少年育成事業

<1>子ども図書室

【目的】

子どもひとりひとりを大切に、より良い図書室活動を行う。

【具体的計画】

- (1) 水・金曜日の図書室開館。
- (2) 「子どものためのおはなし会」、「ちゅうりっぷくらぶ」を開催。
- (3) 「大人のためのおはなし会」や講座などを開催。
- (4) ボランティアの勉強会を継続。
- (5) 保育所、小学校、図書館など図書室外での活動。

<2> 子育て支援

■ 千里子育て支援委員会 ■

【目的】

子どもの成長をみんなで見守り、子育ての喜びや悩みを分かち合い、親子の「個」育てを応援する。

【基本方針】

- (1) 親と子がありのままを認め合い、みんなでゆったりと子育てができる場を提供する。
- (2) 子育て中の人、自分らしくいられる場を提供する。

【具体的計画】

- (1) 千里での子育て支援プログラムを統括する。
- (2) 親子のフリースペース「おやこひろば」の実施。
- (3) 単発プログラム（コンサート、講演会等）の実施。
- (4) お母さんが主体のグループ作りを支援する。
- (5) ママズカフェの実施。

V ボランティア養成

<1>梅田

■ 梅田会員部委員会 ■

【目的】

人のふれあいの中から生き方を学ぶ

【基本方針】

- (1) 子ども・高齢者・障がいがある人々との交流を通して、様々な体験ができるようプログラムを企画・運営する。
- (2) 子ども・高齢者・障がいがある人々それぞれのグループの活動をコーディネートする。
- (3) 会員親睦と共に、活動の中で得た学び・経験をそれぞれの地域で活かし、支えあう社会の実現をめざす。

【具体的計画】

- (1) 会員ルームの活用、新規参加者を増やし、会員親睦をはかる。
- (2) 主催講座、その他イベントの企画

<2>千里

■ 千里委員会 ■

【目的】

地域の人々とともに、輝いて生きるために、やさしい社会の実現を目指す。

【基本方針】

- (1) 千里委員会の下にある各委員会の統括をし、目的が達成されるように支援する。
- (2) ボランティアが主体となって、地域が活性化し、交流が生まれるようなイベントを行う。

【具体的計画】

- (1) 年間行事

6月7日（土）	千里バザー
10月25日（土）	秋のバザー
12月	クリスマス・ミニセール、クリスマス会
未定	おたのしみ落語または音楽コンサート等の実施
- (2) 事業計画
 - ① シャロン千里における大阪YWCAのボランティア・社会貢献活動を統括する。
 - ② 年間行事（バザー、クリスマス会、旅行等）の企画・運営。
 - ③ 千里委員会所属グループ活動の統括。
 - ④ 子育て支援プログラムの充実を図る。

<3>ボランティア受け入れ

【目的】

ボランティアとして働きたいという意志を持つ人の思いやスキルを、社会のために生かす道を作る。

【具体的計画】

ボランティア希望者に個別で説明会を行い、希望する活動に参加できるよう、現場とつなぐ。

VI 広報

<1>機関紙「大阪YWCA」編集

【目的】

大阪YWCAの理念・基本方針を内外に伝える。

【基本方針】

- (1) 広報紙としてYWCAの活動や理念を発信し、多くの人々の相互啓発に役立てる。
- (2) その時々々の課題を明確にし、内外に問題を提起する。
- (3) わかりやすい言葉で、読みやすい紙面を目指す。

【具体的計画】

- (1) 発行回数 年6回（4、6、8、10、12、2月）
- (2) 発行部数 1,800部
- (3) モニターからの意見を集め、紙面に反映させる。
- (4) オンラインでも発信していく取り組みを考える。

VII 収益事業

- (1) 社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会大宮保育園に対して、本財団所有の大阪市旭区大宮町の土地・建物を貸与する。
- (2) 社会福祉法人大阪キリスト教女子青年福祉会の事務業務の一部を受託する。

VIII 法人運営・財政

<1>法人運営

- (1) 評議員会を年間2回、理事会を年間4回程度開催し、適正な法人の運営に努める。
- (2) 「安定した財政基盤」、「地域や時代のニーズに合った事業展開」、「組織の若返り」について理事会等で課題解決のための検討を行い、少しずつでも実践に移していく。

<2>財政

- (1) 財務委員会を構成し、健全な財政を維持する。
- (2) 寄付先を選んでもらえるような広報のあり方を検討し、会員のみならず広く外部からの寄付が得られるように取り組む。

Ⅸ 世界YWCA・日本YWCA 他

◇主な年間行事予定◇

4月24日(木)	世界YWCA日
5月24日(土)	加盟YWCA中央委員会
10月第3週	世界YWCA非暴力週間
11月第2週	世界YMCA・YWCA合同祈祷週
日程未定	地域YWCA会長会